

# 第87回 全国安全週間

期 間：平成26年7月1日(火)～7日(月)

【準備期間：平成26年6月1日(日)～30日(月)】

(スローガン)

みんなたっ せいでつなぎ 高たかまる意識い しき  
達成たっ せいしようゼロ災害さい がい

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきており、この努力により、労働災害は長期的には減少してきていたが、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成22年から3年連続で増加し、平成25年に歯止めがかかったものの、小幅な減少にとどまり、依然として厳しい状況にあります。

今回のスローガンは、近年の労働災害の高まりを受けて、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指していくことを表しています。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りゼロ災害を達成しましょう。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 平成 26 年度全国安全週間実施要綱について

## ①全般的事項

- ・安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- ・職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
- ・作業者の安全意識の高揚
- ・安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・女性・高齢者が活躍するための職場改善の推進 など

## ②業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

### (1) 第三次産業

- ・転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施
- ・重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
- ・職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進 など

### (2) 陸上貨物運送事業

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- ・適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 など

### (3) 建設業

- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施
- ・足場の設置が困難な場合の安全帯（救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯）の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底
- ・安全衛生教育推進計画の整備及び職長教育、新規入職者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育等の徹底 など

### (4) 製造業

- ・機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
- ・雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底及び安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- ・元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底、派遣先事業場における派遣労働者の労働災害防止措置の徹底

### (5) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事

- ・適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置 など

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署